

京都大学医学部附属病院諸料金規程の一部を改正する規程

京都大学医学部附属病院諸料金規程（昭和四十年達示第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「薬価基準収載医薬品の薬事法承認と異なる効能効果等に係る投与」を「**同薬の薬価から健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法別表第一医科診療報酬**」と改定する。

附則

この規程は、平成十七年九月二十六日から施行する。